



公益財団法人 全日本スキー連盟

SAJ一般会員

SAJ有資格者

SAJ競技者

の皆さまへ

2021/2022  
シーズン用

# スキー補償制度のご案内

サマー  
シーズンスキー  
(陸上スキー)  
も補償の対象と  
なります!

本補償制度は昭和51年に創立され、これまで多くの会員の皆さまにご加入いただき、大変ご好評いただいております。つきましては、本補償制度をご案内申し上げますので、ご検討のうえ是非ご加入くださいますようお願い申し上げます。

※一般会員、有資格者、スキー競技選手の各補償制度をご案内しています。

※本補償制度は公益財団法人全日本スキー連盟を保険契約者とし、全日本スキー連盟登録会員を加入者および被保険者(補償の対象となる方)とするスポーツ賠償責任保険(正式名称:スポーツ賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険)、スキー・スノーボード保険(正式名称:スキー・スケート賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険)、団体総合生活補償保険(MS&AD型)、スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険、動産総合保険、施設所有(管理)者賠償責任保険の団体契約です。なお全日本スキー連盟登録会員のうち一時会員の方は当制度にご加入できませんので、ご注意ください。

## 申込方法について(以下の①、②があります)

- ①「シクミネット」にて会員登録と同時に保険加入する方法
- ②「加入申込票」にて保険加入する方法(①以外の方)

## 保険期間(ご契約期間)

2021年11月1日 午後4時から 2022年11月1日 午後4時まで

インターネットへの掲載は不可

当パンフレットはSAJホームページ上に掲載されています。インターネット上に掲載する必要がある場合は、SAJホームページへのリンクを掲載するようお願いいたします。<http://www.ski-japan.or.jp/>

## ①シクミネットでの手続きについて

### スキー補償制度加入申込締切日

一般会員プラン・有資格者プラン・インストラクタープランの場合は下表の通り。

| 申込手続・保険料支払締切日  |                | 保険期間(ご契約期間)     |                 |
|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
|                |                | 始 期             | 終 期             |
| 2021年10月31日(日) |                | 2021年11月1日 午後4時 | 2022年11月1日 午後4時 |
| 中途加入           | 2021年11月30日(火) | 2021年12月1日 午後4時 | 2022年11月1日 午後4時 |
|                | 2021年12月31日(金) | 2022年 1月1日 午後4時 | 同 上             |
|                | 2022年 1月31日(月) | 2022年 2月1日 午後4時 | 同 上             |
|                | 2022年 2月28日(月) | 2022年 3月1日 午後4時 | 同 上             |
|                | 2022年 3月15日(火) | 2022年 4月1日 午後4時 | 同 上             |

※①での中途加入は2022年3月15日(火)締切です。

競技者プランの場合は下表の通り。

| 申込手続・保険料支払締切日  |                | 保険期間(ご契約期間)     |                 |
|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
|                |                | 始 期             | 終 期             |
| 2021年10月15日(金) |                | 2021年11月1日 午後4時 | 2022年11月1日 午後4時 |
| 中途加入           | 2021年11月15日(月) | 2021年12月1日 午後4時 | 2022年11月1日 午後4時 |
|                | 2021年12月15日(水) | 2022年 1月1日 午後4時 | 同 上             |
|                | 2022年 1月15日(土) | 2022年 2月1日 午後4時 | 同 上             |
|                | 2022年 2月15日(火) | 2022年 3月1日 午後4時 | 同 上             |
|                | 2022年 3月15日(火) | 2022年 4月1日 午後4時 | 同 上             |

※①での中途加入は2022年3月15日(火)締切です。

## ②加入申込票での手続きについて

2021年11月1日始期の加入申込は、10月29日(金)までの加入申込票・保険料到着(着金)が締切となります。

10月30日(土)以降に公益財団法人全日本スキー連盟事務局に到着する加入申込は「中途加入」となります。**会員登録と同時に保険加入を行わず、後日保険のみの加入を行う場合も、10月30日(土)以降は、中途加入申込みとなります。**

※なお、中途加入は2022年3月15日(火)締切です。したがって、3月15日(火)以降に加入ご希望の方は新年度募集での加入をご検討いただくこととなりますのでご注意ください。**※10月30日から11月15日中途申込分は、12月1日始期となります。**

### 加 入 用 紙

別添の「加入申込票」に必要事項を記入してください。

### 加入申込票送付先

あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社  
(スキー補償制度担当・団体チーム)へFAX(045-212-4347)または郵送ください。

### 保険料の払込方法

下記「加入申込書で手続きの場合」に記載された「お振込先」へ払い込みください。

### 保険期間(ご契約期間)

加入申込票、保険料が到着(着金)した日に応じ、右記のとおりとなります。

| 12月以降加入スケジュール            |             |                    |
|--------------------------|-------------|--------------------|
| 加入申込票・<br>保険料<br>到着(着金)日 | 保険期間(ご契約期間) |                    |
|                          | 始 期         | 終 期                |
| 1日～15日<br>※3月15日が締切      | 翌月 1日 午後4時  | 2022年11月1日<br>午後4時 |
| 16日～末日<br>※12月は25日まで     | 翌月15日 午後4時  | 同 上                |

■加入申込票ご送付(郵送またはFAX)と保険料のお振込みが同時になされない場合、いずれか遅い方を持って申込時点とします。

加入申込票送付後、3日以内の入金をお願いします。

●加入申込票における加盟団体・地域・所属団体コードは必ずご記入ください。(未記入、不備があった場合は、受付できません)

必須項目が未記入の場合、受付ができませんのでご注意ください。

SAJ会員登録が完了されていない場合は、当補償制度の被保険者になれませんのでご注意ください。

※事故多発の場合、公平な制度運営の観点から、次年度のご加入をお断りさせていただく場合がございます。

## 加入申込票で手続きの場合

### ■ 加入申込票の「郵送先」

〒231-0005  
神奈川県横浜市中区本町5-48 あいおいニッセイ同和損保 横浜ビル2F  
あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社  
(スキー補償制度担当・団体チーム)  
Faxでのお申し込みの場合 Fax:045-212-4347

### ■ 保険料の「お振込先」

※今シーズンから口座が変わっておりますのでご注意ください  
あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社  
三菱UFJ銀行 東恵比寿支店  
普通預金 3122975  
※振込手数料はご負担願います。

## Q&A

Q1. 加入者証(証券)はいつ届きますか。

A1. パンフレットP.7に記載された「加入者証について」をご確認ください。

Q2. 証券番号を教えてください。

A2. パンフレットP.2の会員カテゴリーをご覧ください。

Q3. SAJ会員登録時に保険加入しませんでした。どのようにして中途加入できますか。

A3. 上記の申込方法についてをご確認ください。

## スキー補償制度の特長

雪上の  
スキー・スノーボード中の  
事故以外にも  
**サマーシーズンスキーも**  
(陸上スキー)  
補償します。



会員自身の  
傷害(ケガ)補償に  
加えて手術保険金  
(**ケガによる手術**)も  
補償します。

会員の種別により、補償内容が異なりますので以下のページをご確認ください。

### 一般会員

#### SAJの 一般会員の方

(有資格者、競技者登録  
が必要な、SAJの公認の  
大会に参加予定者の  
加入はできません)

証券番号

SA13309915

▶ P.3

### 有資格者

#### SAJ 有資格者の方

※スキーまたはスノー  
ボードの有資格者とは、  
スキー指導者・  
スノーボード指導者・  
公認スポーツ指導者  
制度スキー指導者をい  
います。

証券番号

SA13309924

▶ P.4

#### SAJの パトロールの 有資格者の方

※パトロールの有資格者  
とは、SAJ公認のス  
キーパトロールをい  
います。ただし、SAJ加  
盟団体の認定者も加  
入できます。(要認定  
添付)

証券番号

SA13309933

▶ P.4

### インストラクター

#### SAJの インストラクター の方スキー学校 教師を含む

※インストラクターにつ  
いては下記チャート表  
をご覧ください。

証券番号

SA13309942

▶ P.5

### スキー競技者

#### SAJの 競技者の方

(中体連・高体連・学連、  
団体、マスターズ登録者  
の方につきましても  
こちらを  
ご選択ください)

証券番号

SA13309951

▶ P.6

## 有資格会員とインストラクターの違いについて

定期的もしくは、一定期間においてスキー・スノーボードの指導を行いますか？

いいえ

有資格プラン

はい

指導による対価を得ていますか？

いいえ

有資格プラン

はい

インストラクタープラン

※都道府県連が認める認定指導員の方で保険期間中に指導をされない場合には一般会員での加入が可能です。(一般会員でご加入された場合、指導中の事故は一切補償されません)

※認定指導員の方で保険期間中に指導をされる場合には、認定証を添付の上、有資格者もしくはインストラクターカテゴリでご加入ください。

※定期的・一定期間とは、シーズンを通してシフトを組まれてスキー・スノーボードの指導を行っている場合をいいます。「単発的・数日のみ」人数不足で駆り出されたなどは該当しません。

※認定証について各都道府県によって認定証でなく合格证や会員証など名称が異なる場合がありますが、公式に資格を証明できるものをご提示ください。

### <ご注意> ■保険料について

●スポーツ賠償責任保険、スキー・スノーボード保険および団体総合生活補償保険の保険料は、団体割引30%(被保険者総数10,000名以上)、団体総合生活補償保険は団体割引30%と大口契約割引10%を適用して計算しております。

(スキー・スノーボード保険は、スキー・スケート傷害補償特約、雪上滑走スポーツ補償特約、陸上スキー追加補償特約および陸上滑走スポーツ追加補償特約セット)

■スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険について

●団体管理下の事故には、合宿・宿舎内の事故や移動中の交通乗用具搭乗中の事故は含まれません。

●団体管理下の団体とは、公益財団法人全日本スキー連盟、同加盟団体および同所属団体をいいます。団体単位で構成員全員の方にお申し込みいただきます。

# 一般会員の方

## ■保険金をお支払いする主な事故例

- スキー(またはスノーボード)で滑走中に転倒して骨折した。
  - スキーをしているとき他人と衝突してケガをさせた。
  - レストハウス前に置いてあったスキー板が盗まれた。
- など

## ■補償内容

|                                                                                                       |                                  |                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| <b>法律上の損害賠償責任</b><br>[保険会社の示談交渉サービスあり]<br><small>※自動車(スノーマービルを含みます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任は対象外</small> | <b>①賠償責任保険金額</b><br>(免責金額0円)     | 支払限度額<br>1事故につき <b>5,000万円</b> |
| <b>会員自身の傷害(ケガ)</b>                                                                                    | <b>②死亡・後遺障害保険金額</b>              | <b>400万円</b>                   |
|                                                                                                       | <b>②入院保険金日額</b>                  | <b>4,000円</b>                  |
|                                                                                                       | <b>②手術保険金</b>                    | 入院中の手術 <b>4万円</b>              |
|                                                                                                       |                                  | 入院中以外の手術 <b>2万円</b>            |
| <b>会員自身の用品損害</b><br>[火災・盗難のみ補償]<br><small>※破損等は対象外</small>                                            | <b>③用品損害保険金額</b><br>(免責金額3,000円) | 用品損害<br>保険金額 <b>15万円</b>       |
|                                                                                                       |                                  |                                |

## ■一時払保険料

| スキーのみの補償      | スキー・スノーボード補償   |
|---------------|----------------|
| <b>5,500円</b> | <b>10,100円</b> |

## ■保険金をお支払いする場合

①②**スキー・スノーボード保険**:日本国内においてスキー(またはスノーボード)の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物(他人から借りたり預かった物は除きます。)を壊したことにより、法律上の損害賠償を負った場合や急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に各保険金をお支払いします。

③**動産総合保険**:日本国内においてスキー用品(またはスノーボード用品)が、**盗難**(ただしストックの盗難についてはスキー板と同時に生じた場合に限りです。)にあった場合**火災**によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

※スキー(スノーボード)用品とは、スキー板・スノーボード(ビンディング等付属品を含みます。)、ストック、スキー・スノーボード用に設計されたその他の物および被服類をいいます。

- ※1. 本補償制度における「スキー」(雪上)の定義:スキーの板を用いて雪(人工雪を含みます。)上で行うスポーツをいいます。
- ※2. 本補償制度における「スノーボード」(雪上)の定義:スノーボード用に設計されたボードを使用し、雪(人工雪を含みます。)上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスポーツをいいます。そり(類似するものを含みます)、ポップスレーおよびリュージュを除きます。
- ※3. 本補償制度における「陸上スキー」(スキーのみ補償)の定義:グラススキー、ローラースキー等、そのスポーツ用に設計された板、キャタピラまたはローラー(材質を問いません。)を使用し、雪上以外の芝(人工芝を含みます。)、砂・ビーズ・ブラシ・マット状等のそのスポーツ用に設定された斜面および平面上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスキーをいいます。
- ※4. 本補償制度における「陸上スキー」(スキー・ボード補償)の定義:グラススキー、ローラースキー、マウンテンボード等、そのスポーツ用に設計された板またはボード、キャタピラおよびローラー(材質を問いません。)を使用し、雪上以外の芝(人工芝を含みます。)、砂・ビーズ・ブラシ・マット状等のそのスポーツ用に設定された斜面および平面上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスポーツをいいます。ただし、そり(そりに類似するものを含みます)を除きます。

# 有資格者の方

## ■保険金をお支払いする主な事故例

- スキー(またはスノーボード)で滑走中に転倒して骨折した。
  - スキーをしているとき他人と衝突してケガをさせた。
  - パトロール活動従事中、誤って一般のスキーヤーにケガをさせた。
- など

## ■補償内容

|                                                                                                                      |                           | 有資格者／パトロール有資格者  |                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------|
| <b>法律上の損害賠償責任</b><br><small>(保険会社の示談交渉サービスあり)</small><br><small>※自動車(スノーモービルを含みます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任は対象外</small> | ①②賠償責任保険金額<br>(免責金額0円)    | 支払限度額<br>1事故につき | <b>2.5億円</b> <small>(スポーツ賠償責任保険:2億円 + スキー・スノーボード保険:5,000万円)</small> |
|                                                                                                                      | ②死亡・後遺障害保険金額              |                 | <b>400万円</b>                                                        |
|                                                                                                                      | ②入院保険金日額                  |                 | <b>4,000円</b>                                                       |
|                                                                                                                      | ②手術保険金                    | 入院中の手術          | <b>4万円</b> 入院中以外の手術 <b>2万円</b>                                      |
|                                                                                                                      | ②通院保険金日額                  |                 | <b>2,000円</b>                                                       |
| <b>会員自身の傷害(ケガ)</b>                                                                                                   |                           |                 |                                                                     |
| <b>会員自身の用品損害</b><br><small>(火災・盗難のみ補償)</small><br><small>※破損等は対象外</small>                                            | ③用品損害保険金額<br>(免責金額3,000円) | 用品損害保険金額        | <b>15万円</b>                                                         |

## ■一時払保険料

| スキーのみの補償      | スキー・スノーボード補償   |
|---------------|----------------|
| <b>7,800円</b> | <b>11,800円</b> |

スポーツ賠償責任保険のみのご加入も可能です。

|                                                                                  |                       |                 |              |                   |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------|--------------|-------------------|
| <b>法律上の損害賠償責任</b><br><small>※自動車(スノーモービルを含みます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任は対象外</small> | ①賠償責任保険金額<br>(免責金額0円) | 支払限度額<br>1事故につき | <b>2億円</b>   | <b>保険料 2,000円</b> |
| <b>会員自身の傷害(ケガ)</b>                                                               | ④死亡・後遺障害保険金額          |                 | <b>234万円</b> |                   |

パトロール有資格者の方は、この補償のみご加入も、上記の補償とあわせてのご加入も可能です。

|                                                                                 |                       |                                  |              |                   |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------------------------|--------------|-------------------|
| <b>パトロール賠償責任</b><br><small>※自動車(スノーモービルを含みます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任は対象外</small> | ⑤賠償責任保険金額<br>(免責金額0円) | 支払限度額<br>1事故につき<br>(身体障害・財物損壊共通) | <b>2億円</b>   | <b>保険料 2,000円</b> |
|                                                                                 | ④死亡・後遺障害保険金額          |                                  | <b>167万円</b> |                   |

## ■保険金をお支払いする場合

- ①**スポーツ賠償責任保険**:日本国内外において、スキー(またはスノーボード)の練習・競技・指導中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物(他人から借りたり預かった物は除きます。)を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
- ②**スキー・スノーボード保険**:日本国内においてスキー(またはスノーボード)の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物(他人から借りたり預かった物は除きます。)を壊したことにより、法律上の損害賠償を負った場合や急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に各保険金をお支払いします。
- ③**動産総合保険**:日本国内においてスキー用品(またはスノーボード用品)が、**盗難**(ただしストックの盗難についてはスキー板と同時に生じた場合に限りまです。))にあった場合**火災**によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

※スキー(スノーボード)用品とは、スキー板・スノーボード(ビンディング等付属品を含みます。)、ストック、スキー・スノーボード用に設計されたその他の物および被服類をいいます。

- ④**団体総合生活補償保険(傷害補償(MS&AD型)特約、傷害後遺障害等級第1～7等級限定補償特約セット)**:日本国内外において、日常生活中や仕事中などに急激かつ偶然な外来の事故により、ケガにより死亡または後遺障害が発生した場合(保険金支払割合が42%以上となる場合)に保険金をお支払いします。

- ⑤**施設所有(管理)者賠償責任保険**:日本国内のスキー場において行うパトロール活動に起因する偶然な事故により、他人に身体障害を発生させたこと、または他人の財物(他人から借りたり預かったりした財物は除きます。)を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。

# インストラクター及びスキー学校教師の方

## ■保険金をお支払いする主な事故例

- スキー(またはスノーボード)で滑走中に転倒して骨折した。
  - スキーをしているとき他人と衝突してケガをさせた。
  - スキー(またはスノーボード)の指導中、誤って一般のスキーヤーにケガをさせた。
- など

## ■補償内容

|                                                                                                       |                                  |                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| <b>法律上の損害賠償責任</b><br>[保険会社の示談交渉サービスあり]<br><small>※自動車(スノーモービルを含みます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任は対象外</small> | <b>①②賠償責任保険金額</b><br>(免責金額0円)    | 支払限度額<br>1事故につき <b>2.5億円</b><br>(スポーツ賠償責任保険:2億円 +<br>スキー・スノーボード保険:5,000万円) |
| <b>会員自身の傷害(ケガ)</b>                                                                                    | <b>②死亡・後遺障害保険金額</b>              | <b>400万円</b>                                                               |
|                                                                                                       | <b>②入院保険金日額</b>                  | <b>4,000円</b>                                                              |
|                                                                                                       | <b>②手術保険金</b>                    | 入院中の手術 <b>4万円</b>                                                          |
|                                                                                                       |                                  | 入院中以外の手術 <b>2万円</b>                                                        |
| <b>②通院保険金日額</b>                                                                                       | <b>2,000円</b>                    |                                                                            |
| <b>会員自身の用品損害</b><br>[火災・盗難のみ補償]<br><small>※破損等は対象外</small>                                            | <b>③用品損害保険金額</b><br>(免責金額3,000円) | 用品損害<br>保険金額 <b>15万円</b>                                                   |

## ■一時払保険料

| スキーのみの補償       | スキー・スノーボード補償   |
|----------------|----------------|
| <b>12,000円</b> | <b>29,500円</b> |

パトロール有資格者の方は、この補償をあわせてのご加入も可能です。

|                                                                                 |                              |                                             |                   |
|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------------|-------------------|
| <b>パトロール賠償責任</b><br><small>※自動車(スノーモービルを含みます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任は対象外</small> | <b>⑤賠償責任保険金額</b><br>(免責金額0円) | 支払限度額<br>1事故につき <b>2億円</b><br>(身体障害・財物損壊共通) | <b>保険料 2,000円</b> |
|                                                                                 | <b>④死亡・後遺障害保険金額</b>          | <b>167万円</b>                                |                   |

## ■保険金をお支払いする場合

①**スポーツ賠償責任保険**:日本国内外において、スキー(またはスノーボード)の練習・競技・指導中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物(他人から借りたり預かった物は除きます。)を壊したことに、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

②**スキー・スノーボード保険**:日本国内においてスキー(またはスノーボード)の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物(他人から借りたり預かった物は除きます。)を壊したことに、法律上の損害賠償を負った場合や急激かつ偶然の外来の事故により、ケガをした場合に各保険金をお支払いします。

③**動産総合保険**:日本国内においてスキー用品(またはスノーボード用品)が、盗難(ただしストックの盗難についてはスキー板と同時に生じた場合に限り)にあった場合、火災によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

※スキー(スノーボード)用品とは、スキー板・スノーボード(ビンディング等付属品を含みます。)、ストック、スキー・スノーボード用に設計されたその他の物および被服類をいいます。

④**団体総合生活補償保険(傷害補償(MS&AD型)特約、傷害後遺障害等級第1〜7等級限定補償特約セット)**:日本国内外において、日常生活中や仕事中等に急激かつ偶然な外来の事故により、ケガにより死亡または後遺障害が発生した場合(保険金支払割合が42%以上となる場合)に保険金をお支払いします。

⑤**施設所有(管理)者賠償責任保険**:日本国内のスキー場において行うパトロール活動に起因する偶然な事故により、他人に身体障害を発生させたこと、または他人の財物(他人から借りたり預かったりした財物は除きます。)を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。

# スキー競技者の方

## ■保険金をお支払いする主な事故例

- スキー(またはスノーボード)で滑走中に転倒して骨折した。
- 競技会で模範滑走中、大会関係者にケガをさせた。
- 宿泊していたホテルが火災になりスキー板が焼失した。

※「スポーツ団体傷害保険特約セット普通傷害保険」の補償は、団体管理下中の競技中または練習中の事故によるケガに限り、ます。

など

## ■補償内容

|                                                                                                                        |                           | 有資格者／パトロール有資格者                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| <b>法律上の損害賠償責任</b><br><small>(保険会社の示談交渉サービスあり)<br/> <small>※自動車(スノーモービルを含みます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任は対象外</small></small> | ①②賠償責任保険金額<br>(免責金額0円)    | 支払限度額<br>1事故につき <b>2.5億円</b> (スポーツ賠償責任保険:2億円 + スキー・スノーボード保険:5,000万円) |
|                                                                                                                        | ②③死亡・後遺障害保険金額             | (スポーツ団体傷害保険:190万円 + スキー・スノーボード保険:400万円) <b>590万円</b>                 |
|                                                                                                                        | ②③入院保険金日額                 | (スポーツ団体傷害保険:1,500円 + スキー・スノーボード保険:4,000円) <b>5,500円</b>              |
|                                                                                                                        | ②③手術保険金                   | 入院中の手術 <b>5.5万円</b> 入院中以外の手術 <b>2.75万円</b>                           |
|                                                                                                                        | ②③通院保険金日額                 | (スポーツ団体傷害保険:1,500円 + スキー・スノーボード保険:2,000円) <b>3,500円</b>              |
| <b>会員自身の用品損害</b><br><small>(火災・盗難のみ補償)<br/> <small>※破損等は対象外</small></small>                                            | ④用品損害保険金額<br>(免責金額3,000円) | 用品損害保険金額 <b>15万円</b>                                                 |

## ■一時払保険料

| スキーのみの補償                              | スキー・スノーボード補償                           |
|---------------------------------------|----------------------------------------|
| アマチュア <b>9,500円</b> プロ <b>16,600円</b> | アマチュア <b>14,700円</b> プロ <b>34,000円</b> |

〈アマチュア〉小中高大学生及びマスターズ登録の方

〈プロ〉スキー、スノーボードの競技を職業または職務とする方、及びその目的のため企業に雇用されている方

パトロール有資格者の方は、この補償をあわせてのご加入も可能です。

|                                                                                 |                       |                                             |                   |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------|-------------------|
| <b>パトロール賠償責任</b><br><small>※自動車(スノーモービルを含みます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任は対象外</small> | ⑥賠償責任保険金額<br>(免責金額0円) | 支払限度額<br>1事故につき<br>(身体障害・財物損壊共通) <b>2億円</b> | <b>保険料 2,000円</b> |
|                                                                                 | ⑤死亡・後遺障害保険金額          | <b>167万円</b>                                |                   |

## ■保険金をお支払いする場合

- ①スポーツ賠償責任保険**:日本国内外において、スキー(またはスノーボード)の練習・競技・指導中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物(他人から借りたり預かった物は除きます。)を壊したことに、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
- ②スキー・スノーボード保険**:日本国内においてスキー(またはスノーボード)の目的をもって住居を出発してから帰着するまでの偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物(他人から借りたり預かった物は除きます。)を壊したことに、法律上の損害賠償を負った場合や急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に各保険金をお支払いします。
- ③スポーツ団体傷害保険特約、天災危険補償特約セット普通傷害保険**:日本国内において、雪上に限らず団体管理下でスキー(またはスノーボード)の競技中および練習中(指導中は除きます。)に、急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした場合に保険金をお支払いします。  
※スキー(スノーボード)用品とは、スキー板・スノーボード(ビンディング等付属品を含みます。)、ストック、スキー・スノーボード用に設計されたその他の物および被服類をいいます。
- ④動産総合保険**:日本国内においてスキー用品(またはスノーボード用品)が、盗難(ただしストックの盗難についてはスキー板と同時に生じた場合に限ります。)にあった場合、火災によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。
- ⑤団体総合生活補償保険(傷害補償(MS&AD型)特約、傷害後遺障害等級第1〜7等級限定補償特約セット)**:日本国内外において、日常生活中や仕事中等に急激かつ偶然な外来の事故により、ケガにより死亡または後遺障害が発生した場合(保険金支払割合が42%以上となる場合)に保険金をお支払いします。
- ⑥施設所有(管理)者賠償責任保険**:日本国内のスキー場において行うパトロール活動に起因する偶然な事故により、他人に身体障害を発生させたこと、または他人の財物(他人から借りたり預かったりした財物は除きます。)を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。